

社会福祉法人英楽会役員等退任慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人英楽会の理事・監事・評議員（以下「役員等」という。）を退任した者に対する退任慰労金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、定款の第7条、第19条に定める任期を2年以上務めた役員等に適用する。

2 退任慰労金は、役員等として円満に勤務し、辞任等により退職した者（その者が死亡したときは、その遺族）に支給する。但し、役員等が解任されたときは、その者に対しては退任慰労金を支給しない。

(支給基準)

第3条 退任慰労金は、退任時の在任期間により以下の額とする。

2年以上～4年未満	20,000円
4年以上～6年未満	40,000円
6年以上～8年未満	60,000円
8年以上～10年未満	80,000円
10年以上～	100,000円

(在任期間の計算)

第4条 役員等の在任期間の年数の計算については、選任の日から起算して計算するものとし、1年に満たない端数の月数が生じたときは、1年に切り捨てるものとする。ただし、当法人職員を兼務していた期間はこれに含まない。

(再任等の場合の取り扱い)

第5条 役員等が退任の日またはその翌日において再び同一の役職の役員等に選任された場合、退任慰労金の取り扱いについては、引き続き在任したものとみなすものとする。退任の日またはその翌日において、役職を異にする役員等に選任された場合も同様とする。

(支給時期)

第6条 この規程による退任慰労金は、完全に引継事務が完了した以後1ヶ月以内に現金により支給することを原則とする。

(協議事項)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この規程の一部改正は平成 30 年 6 月 1 日より施行する。